

【新型コロナウイルス】クイーンズランド (QLD) 州外の COVID-19 感染確認施設 (Interstate Exposure Venues) に関する首席医務監指令 (これら施設等を訪れている場合には、州政府指定宿泊施設で入州後 2 週間の隔離義務：4 月 28 日午後 10 時施行済み)

2021 年 4 月 30 日
在ブリスベン総領事館

● 4 月 28 日 (水)、QLD 州首席医務監は、(州安全渡航地域国 (Queensland safe travel zone country：現在はニュージーランドのみ) を含む) QLD 州外の COVID-19 感染者の立ち寄りが確認された施設及び立ち寄り日時に訪問した者について、QLD 州が指定する宿泊施設での 14 日間の隔離義務付け等を定める州首席医務官指令を発出し、同 28 日午後 10 時より施行しています。

● 本 30 日現在、西オーストラリア州、ビクトリア州及びニュージーランドに Interstate Exposure Venues が指定されており、指定された施設を特定された日時に訪れていた場合には、以下を求めています。

1 28 日午後 10 時以降に QLD 州に到着・入州する場合

・これら施設等を特定日時に訪れている場合は、到着・入州後 14 日間、QLD 州政府が指定する宿泊施設で隔離しなければならない。

・訪れていない場合にも、到着・入州後 14 日間は、これら施設等の新たなリスト公表を確認しなければならない。

2 28 日午後 10 時までに QLD 州に到着・入州している場合

・これら施設等が到着・入州後に公表され、特定日時に訪れていたことが判明した場合、13HEALTH (州保健省健康相談ダイヤル、TEL:13 43 25 84) に連絡しなければならない。

・直ちに公共交通機関以外を利用して自宅又は宿舎へ直行し、州保健省から指示があるまで、隔離を行わなければならない。

・到着・入州後 14 日が過ぎるまで、これら施設等のリスト公表を確認しなければならない。

上記 1 及び 2 のいずれに場合も、感染接触調査の自己評価 (contact tracing self-assessment) を完了 (オンラインにより行うことができない場合は 13HEALTH へ連絡) しなければならない。

本指令の詳細等については、以下の州保健省 HP をご覧下さい (すべて英文のみ)

○州首席医務監指令 (Interstate Exposure Venues Direction)

<https://www.health.qld.gov.au/system-governance/legislation/cho-public-health-directions-under-expanded-public-health-act-powers/interstate-exposure-venues->

[direction](#)

○FAQ（良くある質問）を含む上記州首席医務監指令の概要

<https://www.qld.gov.au/health/conditions/health-alerts/coronavirus-covid-19/current-status/public-health-directions/interstate-exposure-venues>

○感染接触調査及び同自己評価（Contact tracing self-assessment）

<https://www.qld.gov.au/health/conditions/health-alerts/coronavirus-covid-19/current-status/contact-tracing#form>

○他州・準州等が公表する Interstate Exposure Venues のリスト

<https://www.qld.gov.au/health/conditions/health-alerts/coronavirus-covid-19/current-status/public-health-directions/interstate-exposure-venues#list-of-interstate-exposure-venues>

○QLD 州政府指定感染多発地域（Hotspot）

<https://www.qld.gov.au/health/conditions/health-alerts/coronavirus-covid-19/current-status/hotspots-covid-19>

このメールは、在留届にて届けられたメールアドレスおよび「たびレジ」に登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。

<問い合わせ先>

在ブリスベン日本国総領事館

住所：Level 17, 12 Creek Street, Brisbane, QLD 4000

電話：07 3221 5188 / FAX 07 3229 0878

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下の URL から停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

また、「たびレジ」は日本国籍の無い方でも登録可能ですので、本メールの受領を希望する方には、是非「たびレジ」登録をご案内下さい。

（良くある質問） <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/faq.html>

また、外務省では、「ゴルゴ13の中堅・中小企業向け海外安全対策マニュアル」増補版を作成し、PDF版を以下URLにて掲載していますので、是非ご覧下さい（部数に限りはありますが、実物の冊子を希望する日系企業（但し、1社1冊）には、直接当館窓口でお渡しすることも可能ですのでご連絡下さい）。

https://www.anzen.mofa.go.jp/anzen_info/golgo13xgaimusho.html

